

# 令和6年度第3回京都府食の安心・安全審議会

## 1 開催日時

令和6年11月8日(金) 10時から11時30分まで

## 2 場 所

京都府立京都学・歴彩館1階 小ホール  
(京都市左京区下鴨半木町1-29)

## 3 出席者

【審議会委員】12名

東あかね会長、東和次委員、有地淑羽委員、川村幸子委員、桑波田雅士委員、小森理華子委員、西川眞理子委員、牧克昌委員、松尾信一委員、森山敦子委員、山岡景一郎委員、山本秀嗣委員

【京都府】関係職員

## 4 次 第

### (1) 開 会

### (2) 協議事項

- ・第7次京都府食の安心・安全行動計画（令和7～11年度）最終案について
- ・令和7年度食品等の収去検査計画策定のための意見聴取について

### (3) 報告事項

- ・京都府の食の安心・安全に係る取組について

### (4) 閉 会

## 5 議 事

### 【開会】

(事務局)

ただいまから、京都府食の安心・安全審議会を開催します。  
それでは開会にあたりまして、農林水産部副部長から御挨拶申し上げます。

(事務局)

委員の皆様方には大変お忙しい中、当審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。  
また、日頃から京都府の食の安心・安全の施策をはじめ、府政全般にわたり御理解、御協力いただいていること、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

本日の審議会は、次期計画となる第7次行動計画の最終案、令和7年度食品等の収去検査計画策定のための意見聴取についての御協議どうぞよろしくお願いいたします。

特に第7次行動計画は、9月に皆様からいただいた御意見と10月に実施したパブリックコメントでいただいた御意見を踏まえ、最終案を御協議いただきます。

10月のパブリックコメントでは8件25項目の御意見をいただき、主なものを御紹介しますと、1つ目はHACCPに沿った衛生管理をすべての食品等事業者が実施できるよう、指導支援を強化すること、2つ目が、地球温暖化等による気候変動の影響を大きく受ける農林水産物の安定供給と対策を強化すること、3つ目が、消費者が府内産農林水産物を利用するきっかけとなる、食品関連事業者との交流の機会を増やすことです。いただいた御意見は最終案に反映するもの、今後の施策の参考にするもので整理したいと思っております。

また、5日に開催された京都府議会の予算・決算特別委員会の総括質疑で、食の安心・安全の確保に向けた御質問を委員からいただきました。質問の趣旨は、現行の第6次計画を踏まえて、現状、課題をどう認識して、どう対応していくか検討している中で、1つは安心・安全な府内産農林水産物の安定供給に向けて、対策を強化すべきと考えるがどうかということ、もう1つはテイクアウト、デリバリー等、流通形態の多様化や色々な方が京都に来られることも踏まえた食の多様化に対応した安心・安全の確保が必要ではないかという内容でした。審議会で検討をいただいている内容を踏まえて知事から答弁させていただいたところです。

今後の予定ですが、本日の審議会での御意見を踏まえ、最終案を確定させていただき、12月議会で御議決いただこうと思っております。

京都府の食の安心・安全の施策の一層の推進に向けて忌憚のない御意見をいただきたいと思いますと考えております。

(事務局)

本日の出席委員の皆様は、お手元の名簿を御確認ください。

ただいまから、議事録作成の補助として録音させていただきますので、御了承願います。

それでは、京都府食の安心・安全推進条例施行規則第7条で、会議は、会長が議長となるとされておりますので、会長よろしく願いいたします。

## 【協議事項】

(会長)

お米の高騰や、総理大臣、大統領が変わるなど大きく世界が変わっていかうとしています。本日は活発な御意見、御質問をいただきまして、より良い審議会にしたいと思います。それでは第7次京都府食の安心・安全行動計画の最終案について、説明をお願いします。

(事務局)

私からはスケジュール、前回いただいた御意見への対応、パブリックコメントの概要とその反映について説明します。

資料1のスケジュールをご覧ください。令和6年度は、これまで2回の審議会を開催し、本日が第3回となります。本日、最終案の検討を行っていただき、その後12月議会に議案として提出し、議決を経て行動計画の策定となります。

また、来年3月には第4回、例年どおり次年度計画の報告を行う予定としていますのでどうぞよろしくをお願いします。

次に資料2-1をご覧ください。御意見は大きく3つあったと考えております。

1つ目は、項目⑱と⑳のみどり認定と環境にやさしい農業の推進方法についてと、府の支援についてです。府が行っている支援について、機械・設備に関する支援を追記し、その支援を通じてみどり認定などを推進する旨追記しております。

2つ目は、項目㉔の語り部です。開催の趣旨について御質問がありました。項目名や説明がわかりにくかったと考え、項目名やその説明を修正し、「京都の食に関する理解促進を図るため」とその目的がわかるよう追記しました。

3つ目は、緊急時の物資の供給に係ることです。前回の審議会では、危機管理部の取組であり、相談して記載する旨お伝えしましたが、今回、第1章4の計画の推進体制に災害時の食の供給である「国土強靱化計画」と「地域防災計画」などの計画と連携して行う旨追記しました。

地域防災計画には、第3編、災害応急対策計画の第10章に食料供給計画が掲載されており、そこには、被災者等に対して速やかに食料供給ができるよう、供給・調達その他必要な事項を定めております。例えば、お米であれば、市町村を通じて地域の卸売店と連携して調達することとしており、要請・連絡系統、輸送方法について定めております。

続いて資料2-2をご覧ください。パブリックコメントの結果とその対応になります。パブリックコメントの募集期間は10月1日から10月22日の3週間でした。御意見は8件25項目ありました。

パブリックコメントに先立ち、消費者団体との意見交換会などで、計画の趣旨や考え方などを説明したことから、消費者団体の方が意見を集約して応募いただいたことから、件数に対して項目数が多くなっています。

3の御意見の趣旨及びそれに対する府の考え方について説明します。

番号3、4についてです。ズワイガニの対応について記載すべきとの御意見については、食を取り巻く現状に触れるのみとしており、対応については「京都府産ズワイガニのブランド適正化協議会」で行っているものですので、本文へは反映しない方針としております。

次に、7番。本文を修正したのですが、「人種や宗教、食習慣の異なる食文化を持ち合わせた消費者」という記述がわかりにくいとの御指摘です。食文化を持ち合わせた消費者に人種や宗教、食習慣のどこまでが修飾しているのかわかりにくいとため、「異なる人種や宗教、食習慣による様々な食文化を持ち合わせた消費者」と文節を区切りたいと考えております。

続いて、番号8番の数値目標の達成状況の数字がわかりにくいとの御意見です。

単位の違う%が同じ文章の中に2つ含まれているため読みにくくなったと考えます。%を入れない表現に修正したいと考えています。

その他、食中毒予防や環境にやさしい農業について推進すべきなどと御意見をいただいております、府の考え方と本文に記載している旨を説明しております。

本日の御意見を踏まえ修正した後、担当課を消したものについて、パブリックコメントの結果として、ホームページに公開させていただきますので御承知おきください。

続いて資料3です。資料2で説明した審議会でもいただいた御意見とパブリックコメントでもいただいた御意見を反映した本文です。修正した場所に下線を入れてありますので御覧ください。

なお、行動計画は議案となりますので、現在政策法務課の審査を受けており、条例名は正式名称とするなどの修正を合わせて行っておりますので御了承ください。

資料4は数値目標一覧です。こちらは進捗管理のためのものです。目指す姿について2点修正がございます。

各取組の目指す姿は計画本体には記載しておらず、次回審議会でお示しする数値目標の個票に反映するものです。変更は7次の番号②と③、いずれも畜産課の家畜防疫に係る項目です。番号②につきましては、この欄だけを見た時に因果関係が不明瞭なことから、「畜産農家に対して動物用医薬品等使用させ、畜産物に残留させないことを目指します。」と修正しました。

また、③につきましても、検査だけではなく侵入防止対策の確認も行っていることから、その旨追記しています。

説明は以上でございます。御審議のほどどうぞよろしく申し上げます。

(会長)

ありがとうございました。この第7次行動計画、一体誰を対象に作っているものか教えてもらえますか。

(事務局)

行動計画は、府民の食の安心・安全を守るために府が、どんな目標を持ってどんな取組を実施していくかを記載しており、行動計画は、行政が行うべき計画であり、京都府の取組を府民の皆様にご覧いただくためのものであると考えております。

(会長)

御質問、御意見を申し上げます。

(委員)

祭りで、今まで婦人部など、いろいろな方が出店していたのですが、キッチンカーに変わっています。子ども食堂の申請に行ったら、HACCPに沿って原材料から書き、記録が必要であったり、地域でよもぎを摘んで団子を売っていたおばあちゃんが引退されたりと、計画を推進することは社会が変わることだと考えました。

(会長)

行動計画について、要望や質問はいかがですか。

(委員)

目指す姿について、食中毒や食品表示の不適合表示については、事案の発生ペースがどんどん減るなど、限りなくゼロに近づけば、これは1つの成果という考え方だと思います。

取組を進めるなかでPDCAを行い、計画期間中に、行政、事業者、消費者が、それぞれの役割を、アップデートするという考え方が必要だと思います。

再発の防止も大切ですが、予知をして対応をしていくというのが一番大切だと思います。加えて新たなリスクであるとか、行動計画期間内において、適宜、中身にに応じて修正していくべきだと考えます。

(事務局)

PDCAの考え方は非常に重要だと思っています。取組を行ってもなお起きた事象については、とりま  
とめて、なぜ起きたのかを、しっかりとお伝えさせていただきたいと思います。

効果をしっかり分析し、委員の先生方にお示ししますので、引き続き御意見ください。

(委員)

資料4の指標について、例えば17番の延べ登録店の説明や、23番のヤングサポーターの延べ登録  
者数について、実績と目標の関係性がわかりにくいです。

実績が想定外に伸びたということなのかもしれないですが、どういうことかなと思いました。

同じく、ヤングサポーターの数値目標について実績、目標が並ぶ中で、実際令和5年度の実績から、  
令和11年度の目標がどのように出されているのかがわかりにくいと感じます。

(事務局)

文章を見直し、わかりやすいように修正させていただきたいと思います。

(会長)

数値目標を変えるということですか。

(事務局)

数値目標の設定そのものについては、これまでの実績などから検討しているので変えず、説明がわ  
かりにくいという認識で、考え方の表記を検討して修正します。

(委員)

17番の京都健康おもてなし食の健康づくり応援店について、第6次計画の令和6年度の目標から、  
最終、令和11年度が1,000店舗ですけれども、令和6年度の実績は、実際は多いとは思いますが、  
4年、5年度の変化を見ても、実際がどれぐらい増えてきたのかがわかりません。今後の5年間で、  
200店舗増やすとなると、大幅に増やす努力が必要だと思いますが、引き続き維持増加すると書かれ  
ており、どのように店舗数を増やすのか教えてください。

(事務局)

店舗数増加については、京都市や各保健所による働きかけで増加を目指したいと考えています。

(会長)

大学にも、食堂が10店舗ありますが、1つもこの登録がされておられません。委員からのアプローチ  
も含めて増やしていければと思います。

他に御意見、御質問ございませんでしょうか。

(委員)

15番のHACCPは定着してきていますが、先ほど委員からありましたように、定着はしても、実際食  
中毒が発生しているという中で、講習会を開催しているが、これは新たに飲食店の営業許可を申請す  
るところにされているのでしょうか。

(事務局)

新規申請があったときに許可手続きの過程の中で指導させてもらい、さらに食品衛生責任者になれる方については全員講習会を受けていただいています。

それ以外に、例えば施設の更新の手続き、6年で更新になりますけれども、そういった機会をとらえて、受講をお願いしているところです。

(委員)

申請で講習を受けて日々チェックをしています。日常的に運用していく過程の中で、実際にただ決められた通りにできていなくて、事故が起きることがあると思いますので、抜き打ちのチェックも必要ではないかと考えています。

(事務局)

抜き打ち検査の権限は与えられておりますが、職員数に限りがありますので、食品衛生推進員の方々と連携し、機会をとらえて対応してまいります。

(委員)

内容的には、意見を反映していただき、しっかりまとめていただいたと感じています。

ただ、資料4の内容は、資料3にも記載されているため、資料3の本文から省いてはどうでしょうか。

(事務局)

議案等で出させていただくのは資料3のみです。

資料4については、自分たちの手元で進捗管理をするために作っているものです。

御意見を、今回の計画ですぐに反映することが難しい状態ですが、行動計画について、啓発版の冊子を、今年度末までに作成します。この冊子にするときに、今いただいた御意見を反映しながら、より読みやすいようにしていきたいと考えます。

(委員)

誰を対象にして、その冊子を作られていますか。

(事務局)

委員の皆様や、大学の先生、行政用に作っています。

このような概要版も作成しています。少し写真を入れるなど読みやすくしており、例えば、今月末の農林水産フェスティバルなどで府民の皆様に、私たちの取組をPRする意味も込めて配布していますし、大学での講義などでも配布しています。

(委員)

お話を伺っていて、この行動計画は行政が取り組む内容なので、ある程度中身に精通しておられる方、大学の先生等にお配りするだけのものですね。

行動計画への理解を広げるために概要版を一般の方に見てもらおうのであれば、わかりやすいものを作っていただきたいなと思います。

(会長)

府民への啓発対象とはどういう人でしょうか。

府民というのはまずは、行政の私たち審議会の委員として、審議会の委員が所属している団体に紹介してもらうのがまずは第一歩かなと思います。

(事務局)

府の取組をたくさんの人に知っていただきたいと考えております。

概要版については今、委員がおっしゃった通り、わかりやすいものにしていきたいと思っております。

一方、紙を配ってもなかなか見てもらえないとも考えておまして、例えば消費者との意見交換会で取組の説明や、SNS の発信も強化していきたいと考えております。

(委員)

SNS 発信の話が出ていましたが、行動計画の向こうには消費者がいます。

今どきなので、YouTube 等をうまく利用されて、一般の方にも浸透するようになってほしい。

色々な業者さんがあり細分化しているので、そこまで浸透しないと本当に安心・安全なものが消費者に届かないのではないかと。行政の方からのPRには力を入れて欲しいし、例えば、京都府のLINEに登録していますが、そこに、例えばこういうことにアクセスしようと思っても、結局は京都府のホームページまでいかないとアクセスができなくて、ホームページに載せるPDF等があると思いますが、そこまでいかないと見えないので、府民も、ぱっと見られるようにしていただきたい。

行政だけではなくて、一般消費者も学ぶ必要があると思うので、PRを、今どきのやり方をやっていただきたい。

(委員)

小学生は食育の授業があるが、大学生は、食育について勉強している人など自分で興味を持って調べようと思う人以外は、進んで勉強していないと思うので、SNS や YouTube で情報提供をされるのが良いと思います。

YouTube を普段よく見る大学生でも、食の府民大学を知らない人の方が多いと思うので、動画を新しく作るだけではなく、その動画を公開していることを広めた方が良いと思います。

(会長)

他に御意見もないようですので、この行動計画最終案は、御了解いただいたということでよろしいでしょうか。細かな文言等のチェックを踏まえて修正ください。

それでは次に、令和7年度の食品の収去検査計画策定のための意見聴取について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

令和7年度の食品等の検査計画策定のための意見聴取についてです。

この収去検査計画につきましては、食品衛生法第24条により、毎年度食品衛生監視指導計画の一環として、食品等検査計画を策定しているところでございます。

年間計画に基づいて、通常検査、食中毒発生時などの臨時的な緊急対応を要する緊急検査及び年末の一斉取り締まり期に合わせて実施する集中的な検査の3種類を実施しております。

令和7年度につきましても、審議会で御意見を伺い、府の関係機関で協議し検査計画の素案を作成し、意見交換会等にて再び審議会で御報告した上で、年度末までに策定することとしております。

昨年度に引き続き検査項目、検査検体数などに関する御意見をお伺いいたたく存じますので、12月6日までにメールなどで御意見をいただきますようお願いいたします。

なお、様式につきましては、こちらの3ページ4ページにわたって掲載しておりますので御覧ください。

(会長)

ただいま説明がありましたことについて、御質問や御意見ありましたらお願いします。

(委員)

10 ページ、一番後の新開発食品、遺伝子組換え食品（安全性未審査）について詳しく教えていただけたらと思います。

(事務局)

まず新開発商品については、干ばつに強いもの、虫害を減らせるものなどを目的に、最新技術を用いて遺伝子操作など特別な科学的な操作をしてできた食品です。

その新開発食品の中に遺伝子組換え食品があり、安全性審査を経て市場に出ているものであります。その中からセレクトして、特に流通する量が多いと見込まれるとうもろこし、大豆等について遺伝子組換え食品の使用の有無や、表示の適合性を検査しています。

安全性審査につきましては、日本であれば国内で流通するにあたって、摂取による健康被害の有無等について、厚生労働省が個別に審査されています。

(委員)

クドアの検査について、最近ヒラメが高騰しているため、カレイでもできるかなど教えてほしい。

次に、アニサキスの検査について、結果が消費者に怖いイメージを与えるため、熱に弱いなどの知識も一緒に消費者に伝えていただいたら非常にありがたい。消費者の方が、びっくりして魚を敬遠されては困る。

(事務局)

ヒラメについて、ヒラメのクドアを検査することに意義があります。以前クドアによる食中毒の実態は、不明でありましたが、共通してヒラメを食べているといった全国の事例をまとめた結果、ヒラメに寄生したクドアが原因とわかりました。引き続きこちらは、お世話になりたいと思います。

アニサキスの件ですが、実際にアニサキスという言葉自体がかなり浸透しております。内臓を開けたらこんなに入っている、などと紹介されたりしており、報道の仕方も問題があるとは思いますが、ただ、どのように健康被害を回避するかという加熱するなどとなってしまいます。

我々日本人は生食文化もありますので、そういった状態で確実に予防できる方法については、ない状況です。ブラックライトで確認する方法がありますが、肉の奥までは見えないなどということもありますので、実際にさばかれる方を対象とした講習会等で、最新の情報提供を行いたいと考えています。

(会長)

ありがとうございました。

この品目について、養殖魚等と書かれていますが、アニサキスはサンマやサバに多いのですか。また、養殖魚にもいるのですか。

(事務局)

サンマ、サバ等広く寄生しています。

海域にもよりますが、多発しやすい場所によっては寄生している可能性も高いと考えられます。

(委員)

別添1の資料を見たところ、国産品と輸入品で検体数の取り扱いが違います。

国産加工品のアレルギー物質は4検体ずつ調べて、検査項目も4項目になっていますが、右側の7ページの輸入品は乳、卵など2検体だけで、さらに検査項目は2項目しかありません。国産品と輸入品でなぜこのような違いがあるのか教えてください。

(事務局)

本来、輸入食品は、検疫所が検査しており、府で検査の必要があるかの議論はありますが、平成 16 年頃に遡りますと、中国産のハウレンソウを検査し違反が発覚した事例がありました。また、消費者の不安解消の観点からも輸入品の検査を実施しております。検体数及び検査項目数が異なる理由については、追ってお伝えします。

**【報告事項】**

(会長)

では次に報告事項について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料 6-1 が京都府の食の安心・安全に係る取組です。1 つが食の安心・安全意見交換会の開催結果についてです。これまで第 3 回まで実施してきており、1 回目は、環境にやさしい農業の推進で消費者団体 3 団体 6 名参加、第 2 回は保健環境研究所で食の安心のための検査を実際行う場所で説明しました。第 3 回については食の安心・安全行動計画について説明しました。

また、災害時の食の備えセミナーも行っており、今回は被災地に支援に行った管理栄養士の方から現場で実際どのようなことが起きていたかをお話いただき、近畿農政局の防災担当の方からは、近畿府県の断層の話や、ローリングストックなど備蓄についてご説明いただきました。資料 6-2 については、食に関する取組ですので、また御覧おきください。

(会長)

何か御質問や、御意見ございますか。

(委員)

私たちの団体は、傘下に 15 団体ありまして、飲食関係が半分ぐらいです。大きな問題が起きた時はそこで取り上げ、細かな問題は、地域の組合の部会の方でやっています。

こういう京都府の取組については、組合にも知らせることが大事だと思いますが、機会が少なくなっています。

府民にはわかりやすく噛み砕いて、新聞社や出版が広報すべきかと思っておりますので、京都府から依頼があれば、協力したいと思います。

(委員)

計画そのものを伝えると、固い記事になりがちなので、いろんな個々の取組についてなるべく取材、紹介させていただければと思います。

(会長)

他に御意見がないようなので、進行を事務局にお返しします。

(事務局)

委員の皆様、御意見御質問等いただきありがとうございました。  
それでは閉会の挨拶を文化生活部副部長からさせていただきます。

**【閉会】**

(事務局)

本日は大変お忙しい中長時間にわたりまして御審議いただき、ありがとうございました。  
第 7 次食の安心・安全行動計画の最終案と食品の収去計画に対して御意見を頂戴いたしました。

安心・安全行動計画は、今後、形式的な文言の整理等をさせていただき、最終案として、若干変更した形にはなりますけれども、12月議会でご議決をいただいて、成案とさせていただきます。年内に公表させていただきますので、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

また概要版の作成にあたりましては、先ほど御意見頂戴いたしましたように、一般の消費者や委員の皆様によりやすくなるよう、引き続き検討を進めて参りたいと存じます。

また7年度の食品の収去計画は、先ほども御意見頂戴しましたところを改めて整理をさせていただき、本日頂戴できなかった御意見につきましては、資料3ページ4ページにございます資料により、御意見を追加で頂戴できますと大変うれしく存じます。

先ほど、進行から申しましたように、本年度はもう一度審議会を開催させていただくということで、引き続きお世話になりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今後とも京都府の食の安心・安全の確保に努めて参りますので、委員の皆様方の引き続きのご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

以 上